

○「第2版」刊行にあたって

一昨年12月、本書の第1版を刊行し、多くの公益法人・一般法人の皆様から新法人運営の指針となる実務書として、大変なご好評をいただきました。

その後、必ずしも明確でなかった疑問点について、多くの実例が積み重ねられたことや、行政庁からある程度具体的な見解も打ち出されたことを踏まえ、今回、第1版を全面的な精査のうえ、ここに第2版としてお届けします。

新公益法人制度は、すでに施行後4年半を過ぎ、旧民法法人の移行期間も半年後に終了します。移行にあたり各法人の払われた負担は極めて大きく、ご苦勞のほどは察して余りあるものがありますが、今後は旧来にも増して各法人の使命達成のため、全力を挙げてより社会に貢献できる事業の遂行にあたるべく、決意を新たにされたものと思います。

新制度のキーワードは、第1版の「はじめに」でも申し上げましたように、「法人自治」と「自己責任」です。つまり、法人自らが、最も適切と判断する事業を展開し、その評価を社会に問うということになります。旧制度のように、主務官庁が一々これを指導するなどということはありません。そのかわり何か問題があれば、法人自らが責任を負い、問題を繰り返せば、やがて淘汰されるということになるでしょう。

そこで、公益法人も一般法人も、経営の根幹に据えるべきものは、しっかりした機関運営(ガバナンス)、法令をはじめとする規範の順守(コンプライアンス)、そして、情報公開を通じた説明責任にあるかと思います。せっかく立派な事業であっても、組織運営にこれらの適正性を欠くと、社会の理解や評価は得られません。

さて、新制度が施行された平成20年12月1日現在、約2万4,000を数えたいわゆる特例民法法人は、それぞれの法人の事情を踏まえ、本年11月の移行期間満了後には、新公益法人へ約1万、一般法人へ1万2,000強と移行を完了することとなるでしょう。また、旧中間法人制度から移行した法人が5,000弱、新制度を利用して新たに設立された一般法人も、すでに2万を超えています。

今後の日本社会において、これらの多くの公益法人や一般法人などの非営利組織が、さまざまな社会的課題の解決に向けて大きな役割を果たすことが期待されています。

本書は、法人が適切なガバナンス、コンプライアンス、そして説明責任を果たすために、知っておきたい諸点を実務的に解説するものですが、旧公益法人からの移行法人だけでなく、新制度の法人すべてにとって参考となるものです。

本書を座右の書としてご活用いただき、適切妥当な法人運営を心掛けることにより、皆様の法人が、社会から大きな理解と支持を得ていただくことを切望しております。

平成 25 年 5 月

公益財団法人 公益法人協会
理事長 太田 達男